

各 位

会社名 ユニコムグループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 二家 英彰
(JASDAQ・コード8744)
問合せ先 取締役管理部長 西山 義信
TEL 03-5623-8744

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式(下記「1.(1)変更の理由」において定義いたします。)の取得及び定時株主総会基準日に係る定款一部変更について、平成 23 年 3 月 28 日開催予定の当社の臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会の開催予定日と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下、「本種類株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-1」)

(1) 変更の理由

平成 22 年 12 月 15 日付プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、株式会社JFK(以下、「JFK」といいます。)は、平成 22 年 12 月 16 日から平成 23 年 2 月 3 日まで当社普通株式に対する公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)を行い、平成 23 年 2 月 10 日の決済の開始日をもって、当社普通株式 10,589,022 株(平成 22 年 9 月 30 日現在の当社の総株主の議決権の数に対する議決権の割合:約 94.35%)を保有するに至りました。

JFKは、平成 22 年 12 月 15 日付JFKのプレスリリース「ユニコムグループホールディングス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」等にて公表されておりますとおり、当社の一般株主の皆様経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、長期的に付加価値を生み続ける会社になるための抜本的な経営改革を実行していくためには、マネジメント・バイアウトの手法により、当社の普通株式を非上場化して、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、短期的な業績の変化に左右されることなく、当社の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、経営の変革を遂行していくことが、最も有力な手段であるという結論に至り、当社が保有する自己株式を除く当社の発行済普通株式の全てを取得し、当社の普通株式を非上場化させるための一連の取引の一環として、本公開買付けの実施を決定したとのことです。

一方、当社としても、平成 22 年 12 月 15 日付プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から、当社普通株式を非上場化する事が当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しており、本公開買付けにおける当社の普通株式1株当たりの買付価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)及び諸条件が当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を

提供するものであると判断いたしました。そして、以上の理由より、当社取締役会は、平成 22 年 12 月 15 日開催の取締役会において、本公開買付けに関し当社と利益が相反するおそれのある当社代表取締役会長の二家勝明及び当社代表取締役社長の二家英彰を除く当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨の決議をするとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議いたしました。

そして、平成 23 年 2 月 4 日付 JF K のプレスリリース「ユニコムグループホールディングス株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、本公開買付けに対して当社の普通株式 10,589,022 株の応募があり、買付予定数の下限(8,882,852 株)以上となりましたので、本公開買付けが成立いたしました。

以上をふまえ、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、以下の から の方法(以下、「本完全子会社化手続き」といいます。)により、JF K の完全子会社となることといたしました。

当社定款の一部を変更し、普通株式とは別の A 種類株式(その内容につきましては、「(2)変更の内容」をご参照ください。以下、「A種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを設け、当社を会社法第 2 条第 13 号に規定する種類株式発行会社といたします。

上記 による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいい、以下、「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。

会社法第 171 条並びに上記 及び による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式を有する株主の皆様(当社を除きます。以下同様です。)から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得の対価として、当社は、株主の皆様に対し、全部取得条項付普通株式 1 株と引き換えに A 種類株式を 706,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。この際、JF K 以外の株主の皆様に対して取得対価として割り当てられる A 種類株式の数は、1 株未満となる予定です。

株主の皆様に対する A 種類株式の割り当ての結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数(ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、この売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続きに関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項に基づき、裁判所の許可を得て A 種類株式を JF K に売却すること、又は会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。この場合の A 種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 300 円(本公開買付け価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更の件-1 は、本定款一部変更等のうち を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号)、上記 は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記 を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A 種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、これまで当社は、当社定款第 8 条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、100 株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、定款一部変更の件-1 で設けられる A 種類株式については 1 株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、定款一部変更の件-1 に係る定款の一部変更は、定款一部変更の件-1 に係る議案が本臨時株主総会において承認された時点でその効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は49,999,900株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は100株とする。</p> <p>(A 種種類株式) 第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき、1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p>
<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は1株とする。</p> <p>(種類株主総会) 第18条の2 第14条、第15条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 第16条1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)

(1) 変更の理由

定款一部変更の件-2は、定款一部変更の件-1「(1)変更の理由」においてご説明申しあげましたとおり、本完全

子会社化手続きのうち を実施するものであり、定款一部変更の件-1による変更後の定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、定款一部変更の件-1における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を706,000分の1株の割合をもって交付する旨の定めを新設するものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、JFK以外の株主の皆様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、定款一部変更の件-2に係る定款変更の効力発生は、本臨時株主総会において定款一部変更の件-1に係る議案のご承認が得られること及び本臨時株主総会において全部取得条項付普通株式の取得の件に係る議案のご承認が得られること並びに本種類株主総会において定款一部変更の件-2に係る議案のご承認が得られることを条件といたします。

また、定款一部変更の件-2に係る定款変更の効力発生日は、平成23年5月10日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

定款一部変更の件-1による変更後の定款	変 更 案
(新 設)	<p>(全部取得条項)</p> <p><u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、新たに発行するA種種類株式を普通株式1株につき706,000分の1株の割合をもって交付する。</u></p>

全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

全部取得条項付普通株式の取得は、本完全子会社化手続きのうち を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに定款一部変更の件-1及び定款一部変更の件-2による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、株主の皆様に対し取得対価を交付するものであります。定款一部変更の件-2に係る変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得対価は、定款一部変更の件-1に係る定款変更により設けられるA種種類株式とし、全部取得条項付普通株式1株につき割り当てられるA種種類株式の数は、706,000分の1株とさせていただきます。この結果、全部取得条項付普通株式の取得の件に係る議案が承認された場合、JFK以外の株主の皆様に対して当社が割り当てるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。このように、割り当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主の皆様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることになります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得の件に係る議案が承認された場合に、株主の皆様に関しましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する

全部取得条項付普通株式の数に 300 円(本公開買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条並びに定款一部変更の件-1 及び定款一部変更の件-2 による変更後の当社定款の規定に基づき、取得日(下記(2)にて定めます。)において、全部取得条項付種類株式の取得と引き換えに、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種類株式を 706,000 分の1株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成 23 年 5 月 10 日といたします。

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得の件に係る全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、定款一部変更の件-1 及び定款一部変更の件-2 に係る定款変更の効力が生じることを条件といたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

・ 上場廃止

本臨時株主総会において定款一部変更の件-1、定款一部変更の件-2、及び全部取得条項付普通株式の取得の件に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において定款一部変更の件-2 に係る議案のご承認が得られた場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所が運営する大阪証券取引所 JASDAQ(スタンダード)(以下、「ジャスダック」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなり、平成 23 年 3 月 28 日から平成 23 年 4 月 28 日まで整理銘柄に指定された後、平成 23 年 4 月 29 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダックにおいて取引することはできません。

・ 定時株主総会基準日に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-3」)

1. 変更の理由

当社の定款第 13 条におきましては、多数の株主の皆様に対する株主総会招集手続の事務手続を円滑に実施するため、定時株主総会の基準日を定めております。しかし、上記、全部取得条項付普通株式の取得の件に係る全部取得条項付普通株式の全部取得の決議が効力を生じた場合には、当社は、JFK の完全子会社となり、上記基準日を定める必要がなくなりますので、定款一部変更の件-1 による変更後の定款から同条を削除し、条数の繰り上げ等の調整をするものです。

同条を削除した場合、当社の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主の皆様は、当該定時株主総会開催時の株主の皆様となります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、定款一部変更の件-3 に係る定款変更の効力発生は、本臨時株主総会において定款一部変更の件-1 に係る議案のご承認が得られること、本臨時株主総会において定款一部変更の件-2 に係る議案のご承認が得られること及び本臨時株主総会において全部取得条項付普通株式の取得の件に係る議案のご承認が得られること並びに本種類株主総会において定款一部変更の件-2 に係る議案のご承認が得られることを条件といたします。

したがって、定款一部変更の件-3 に係る定款変更の効力が生じた場合には、本年 6 月に開催が予定されております定時株主総会において議決権を行使することのできる株主の皆様は、JFK のみとなる予定です。

(下線は変更部分を示します。)

定款一部変更の件-1による変更後の定款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p><u>第14条</u> ~ <u>第18条</u></p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第18条の2</u> 第14条、第15条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第16条1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>(以下、条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第13条</u> ~ <u>第17条</u></p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第18条 第13条、第14条、第16条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第15条1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>(以下、条文省略)</p>

・本完全子会社化手続の日程の概要(予定)

本完全子会社化手続の日程の概略(予定)は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日公告	平成 23 年2月4日(金)
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成 23 年2月 19 日(土)
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 23 年3月7日(月)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催	平成 23 年3月 28 日(月)
種類株式発行に係る定款一部変更(定款一部変更の件-1)の効力発生日	平成 23 年3月 28 日(月)
当社普通株式のジャスダックにおける整理銘柄への指定	平成 23 年3月 28 日(月)
全部取得条項を付すための定款一部変更に係る公告	平成 23 年3月 29 日(火)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日公告	平成 23 年3月 29 日(火)
当社普通株式のジャスダックにおける売買最終日	平成 23 年4月 28 日(木)
当社普通株式のジャスダックにおける上場廃止日	平成 23 年4月 29 日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日	平成 23 年5月9日(月)
全部取得条項に係る定款一部変更(定款一部変更の件-2)の効力発生日	平成 23 年5月 10 日(火)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成 23 年5月 10 日(火)

以 上